

ID: 3007

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	教育の停止命令(私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校(これらのうち、外国人を専ら対象とするもの、教員免許の指定のあるもの及び資格免許の認定又は指定のあるものに係るものを除く。))に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	学校教育法 第136条第2項		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】 法第136条の規定による。 第136条 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、1箇月を下ることができない。 ② 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。 ③ 都道府県知事は、前項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日